

意見書

平成21年2月20日

総務省総合通信基盤局
電波部移動通信課 御中

郵便番号 100-6150

住所 とうきょうとちよだくながたちょうにちょうめ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号

氏名 かぶしきがいしゃ
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

やまだりゅうじ
代表取締役社長 山田 隆持

「3.9 世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針案等」に関し、意見提出の機会を頂き、厚く御礼申し上げます。以下のとおり意見を提出します。

記

意見公募対象である、「3.9 世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針案等」は、昨今における携帯電話を利用したデータ通信利用の拡大傾向に対応すべく、より高速・大容量で利便性の高い3.9 世代移動通信システム等の導入に向けた特定基地局の開設指針を定める案となっており、適当と考えます。

以下、各項目について、意見等を述べさせていただきます。

1. 特定基地局の範囲について

特定基地局の範囲に関しては、本開設指針案は、周波数有効利用の観点から、より効率の高い新技術の導入を認めるものとなっており、適当と考えます。

2. 周波数の割当てについて

開設計画の認定に際する周波数の割当て幅に関しては、1事業者当たり10MHz以上の割当てを行うものとなっており、3.9 世代移動通信システムにおける高速伝送のメリットを活かす観点及び、割当可能な周波数幅の現状を踏まえ、有効かつ適当と考えます。

3. 開設計画の認定の要件及び比較審査基準について

本開設指針案における開設計画の認定の要件及び比較審査基準においては、開設計画の合理性、具体性はもとより、特定基地局の運用による電気通信事業を確実に開始し、継続的に運営するために必要となる財務的基礎、法令遵守及び利用者の利益確保に向けた体制、その他の電気通信事業の健全な発達と運営への寄与等を総合的に問うものとなっており、適当と考えます。

以上